

2017 年度 入学 試験 問題

政治・経済

(試験時間 14:50～15:50 60分)

1. この問題冊子が、出願時に選択した科目のものであることを確認のうえ、解答してください。
2. 解答用紙には、記述解答用紙とマーク解答用紙の2種類がありますので注意してください。
3. 解答は、必ず解答欄に記入およびマークしてください。解答欄以外への記入およびマークは無効となりますので注意してください。
4. 解答は、HBの鉛筆またはシャープペンシルを使用し、訂正する場合は、プラスチック製の消しゴムを使用してください。特に、マーク解答用紙には鉛筆のあとや消しくずを残さないでください。
5. 解答用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。また、マーク解答用紙を記述解答用紙の下敷きには使用しないでください。
6. 解答用紙には、受験番号と氏名を必ず記入およびマークしてください。
7. マーク解答用紙への受験番号の記入およびマークは、コンピュータ処理上非常に重要なので、誤記のないよう特に注意してください。

SECRET

1. The purpose of this document is to provide information regarding the activities of the [redacted] in the [redacted] area.

2. The [redacted] has been identified as a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

3. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

4. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

5. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

6. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

7. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

8. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

9. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

10. The [redacted] is believed to be a [redacted] and is currently operating in the [redacted] area.

I 次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。(41点)

——今の憲法には緊急事態に備えた条項がありません。

「明治憲法には天皇の戒厳大権^(A)や緊急事態に人権条項を停止する ①、法律に代わる議会閉会中の ② などがあつた。現憲法はこれらを単に占領軍の言いなりになって削除したわけではない」

「 ① の削除と、国会が閉会中でも活動しうる常置委員会の新設を日本側が当初から主張していた。回り回って結実したのが、参議院の ③ という制度だ。現憲法も緊急事態を知っている。④ 主義を担保できる仕組みはこれしかないとの判断は重い」

——有事や騒乱への備えをあらかじめ明記する必要は。

「外敵が攻めてくるリスクに対しては日米安保条約^(B)があり、在日米軍がいて、今でも緊急事態に備えている。外的な緊急事態条項は、安保条約や基地問題の解消を本気で目指して初めて意味を持つ」

「国内的な騒乱状態に対しても、既に自衛隊法に治安出動の制度がある。そのうえ憲法に条項を置くなら、治安出動を超える自衛隊の対内投入を正当化する機能を持たざるを得ない。それは自衛隊が ⑤ 機能ではなく、⑥ として治安維持に当たる戒厳を意味する。そんな狙いはないと言うのなら、これも必要ない」

——大災害も心配ですが。

「既に様々な法律がある。我々は東日本大震災を経験した。千年に一度の地震や津波もはや想定外とは言えない状況なのだから、必要ならさらに法律を整備して対応するのが正しいやり方だ。それをせず憲法改正で済ませようとするのはむしろ不真面目だ」

——自民党の改憲草案は緊急時に衆議院は解散されないとか、国政選挙の期日を延ばすなどの条項も含んでいます。

「改憲でそこがまず提案されそうだとの観測もあるが、典型的な緊急事態論とはおよそレベルが違う話だろう。災害が起きて被災地で選挙が実施できなくなり、やむなく期日を延ばしたとして、裁判所が違法と判断するのかどうかだ。例外を認める論理が考えられないわけでもない」

「今の衆参両院も、1票の格差が [⑦] で選挙に瑕疵（かし）があった、と最高裁に断じられ、それでも選挙は無効とまでは言えない、との評価を受けて成り立っているのではないか。それと大災害で完璧な選挙ができなかった場合とは質的に変わりがない。選挙をやり直す方策だってある。わざわざ改憲しなくてはいけない理由にはならない」

——そもそも緊急事態条項は必要ないとお考えですか。

「緊急や非常、例外といわれる事態は起きうる。人を殺しても、 [⑧] や緊急避難なら処罰されないように、例外状況を法はもともと想定している。ただし、その際、法的な評価を下す裁判所という第三者的な審査機関が用意されている。ここが大事だ。これに対して緊急事態条項は、緊急事態での国家の政治部門の行為については、そうした審査を外す効果を持つ」

「今の最高裁は、高度に政治的な国家行為は [⑨] の対象から外す統治行為論を採っている。このままで緊急時に政治部門に権限を集中する憲法条項を置けば、完全な無統制状態、 [⑩] 権力を創ってしまう。第三者的な統制主体を置くことこそ [④] 主義であり、政治部門と対等な憲法裁判所の新設の是非など、統制主体への考慮がまず必要だ」

—— [④] 主義の根幹に関わる論点だということですか。

「 [④] 主義の城内にトロイの木馬を引き入れるようなもので、よほど慎重な議論が必要だ。一定の例外的事態を想定して憲法に書くと、さらにその先の例外に備えなくてよいのか、と穴を広げる議論を呼びこむ危うい構造もある。例えばドイツではいくつもの類型に条文を分け、議会の審査を絡ませて発動手続きを多段階にするなど、あえて動かしにくい仕組みにしている」

——安倍首相が意欲を示す改憲そのものに反対ですか。

「フラットな [④] 主義の土俵が共有されたうえで議論できるなら、緊急事態条項も論じるに値する内容を含む。だが、現状では日本国憲法は押しつけ憲法だ、などと敵意を持つ勢力が政権側で改憲論の原動力になっており、土俵が非 [④] 側に傾きがちだ。これをまずフラットに戻したい」

「社会に出て発言する以上は、今の土俵のゆがみに自覚的でなければならない。学会のサロンで、学者同士で自由闊達に議論しようという話とは次元が違う。 [④]

か非 ④ か。私自身はこの一点に絞って発言しようとしている」

(石川健治「日曜に考える 緊急事態条項、憲法に必要か」2016年3月27日付・日本経済新聞朝刊)

問1 文中の空欄(①～⑩)を埋めるのに、最も適切な語句を下記の選択肢より選びなさい。解答はマーク解答用紙にマークすること。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| a. 専制 | b. 民主 | c. 非常大権 |
| d. 緊急勅令 | e. 違憲状態 | f. 緊急集会 |
| g. 警察 | h. 司法審査 | i. 君主 |
| j. 正当防衛 | k. 条例 | l. 規則 |
| m. 宮務大権 | n. 立憲 | o. 軍隊 |

問2 下線部(A)に関して、次の文章を読み、空欄(ア～コ)を埋めるのに最も適切な語句を答えなさい。

大日本帝国憲法(明治憲法)は大権事項を列挙しているが、天皇が大権事項を行うに当たり、助言的役割を担う機関が予定されていた。例えば、各国務大臣は所管の行政権について、天皇を [ア] することが定められ(同法55条)、各大臣は、天皇に対し単独 [イ] を負うこととされた。もっとも軍の作戦用兵に関する事項については、軍の編成・装備等に関する事項(軍政事項)と区別のため、国務大臣による [ア] から外され、(政府の一員ではない)陸軍参謀総長・海軍軍令部長等の軍令機関が [ア] の役割を担った。これが「統帥権の [ウ]」である。

大正期に入り、衆議院を中心とした政党勢力が強くなると、衆議院における有力政党の党首によって内閣が組織される [エ] の慣行が成立し、各国務大臣の [ア] を手がかりとした責任政治が生まれた(憲政の [オ])。また [カ] は、天皇を国家という法人の [キ] と見なす、天皇 [キ] 説を主張し、昭和の初めにかけて、いわゆる「大正 [ク]」が高揚する理論的基盤を用意した。

しかしその後、軍部勢力が増大するなか、統帥事項の拡大が図られ、軍政事項への介入が始まる。「統帥権の [ケ]」と呼ばれる問題である。天皇 [キ] 説についても、[コ] に反する異説とされ、[カ] の著作は発売禁止処分、いわゆる天皇 [キ] 説事件が起きる。昭和に入り、大日本帝国憲法(明治憲法)が備えていた自由主義的側面は、こうして大きく後退した。

問3 下線部(B)に関して、次の文章を読み、空欄（ア～イ）を埋めるのに最も適切な語句を答えなさい。

日米安保体制については、冷戦終結後の新しい国際情勢の中、不断に再検討が進められており、2015年には、18年ぶりに 、いわゆる が改定され、平時から緊急事態まで共同して対処することが、その目的として掲げられた。

問4 下線部(C)に関して、次の文章を読み、空欄を埋めるのに最も適切な語句を答えなさい。

日本国憲法 81 条により、裁判所には違憲審査権が付与されているが、いわゆる憲法裁判所制度とは異なって、権限の行使には が前提とされている。

問5 下線部(D)に関して、「トロイの木馬を引き入れる」とは、どのような趣旨であるか、この文章に即し、70字以内にて具体的に説明しなさい。

II 次の文を読み、下記の設問に答えなさい。(35点)

19世紀イギリスの経済学者 ① は、著書『経済学および ② の原理』の中で、表1のような数値例を用いて、③ 貿易の利益を説明した。

	イギリス	ポルトガル
服地を1単位生産するために必要な労働量	100人	90人
ワインを1単位生産するために必要な労働量	120人	80人

表1

この表において、各生産物は、労働のみを用いて生産され、両国で労働の質は同じであると仮定されているので、各生産物1単位を生産するための労働量が、各生産物1単位を生産するための費用を反映すると考えられている。この例では、いずれの生産物を生産するための労働量もポルトガルの方がイギリスよりも少なくすむので、いずれの生産物の生産についても、ポルトガルの方がイギリスよりも「絶対優位」にある。そのため、この例では、一見するといずれの生産物についてもイギリスは費用面でポルトガルに負けてしまい、イギリスには輸出できる生産物が存在しないようにみえる。しかし、① は、両国の貿易は「絶対優位」の原理ではなく、④ 優位の原理によって決まることを、以下のような論理によって説明した。

両国の労働がすべて服地とワインの生産のために使用されている場合について考えよう。このとき、もしイギリスで服地の生産を1単位増やそうとすれば、100人の労働者をワイン生産部門（農業）から服地生産部門（工業）へ移動させなければならないので、ワインの生産は⑤ 単位減ってしまう。このことを、イギリスにおける服地1単位のワインで測った「機会費用」が⑤ 単位であるという。同様に考えると、ポルトガルにおける服地1単位のワインで測った「機会費用」は⑥ 単位になるので、服地1単位のワインで測った機会費用は、イギリスの方がポルトガルより小さい。このことを、イギリスはポルトガルに対して服地の生産に

④ 優位にあるという。同様にして、ポルトガルは、イギリスに対してワインの生産に ④ 優位にあることがわかる。

イギリスには 220,000 人の労働者が存在し、そのうち 100,000 人は服地の生産に、残りの 120,000 人はワインの生産に従事しているものとする。他方、ポルトガルには 170,000 人の労働者が存在し、そのうち 90,000 人は服地の生産に、80,000 人はワインの生産に従事しているものとする。この場合には、両国とも、服地とワインをそれぞれ ⑦ 単位ずつ生産していることになり、いずれの生産物についても、両国は自給自足の状態にある。ところで、自給自足にこだわるのをやめて、それぞれ

④ 優位にある生産物の生産に「特化」して、貿易を行えば、どのようなことが起こるだろうか。その場合、イギリスでは服地の生産が ⑧ 単位、ワインの生産が ⑨ 単位となり、ポルトガルでは服地の生産が ⑩ 単位、ワインの生産が ⑪ 単位になる。このとき、イギリスの服地 ⑦ 単位とポルトガルのワイン ⑦ 単位を貿易によって交換すれば、自給自足の場合よりもイギリスは服地を ⑫ 単位、ポルトガルはワインを ⑬ 単位それぞれ余分に使うことができ、しかも、イギリスのワイン使用量とポルトガルの服地使用量は自給自足のときと同じになるので、このような貿易は、両国にとって利益になる。このような ① の考え方を、⑭ 説という。

以上のような ① の ③ 貿易論に対抗して、19 世紀ドイツの経済学者 ⑮ は、現在は国際競争力が弱い政府が将来育成したいと考えている ⑯ 産業の保護に基づく保護貿易政策の必要性を主張した。
(A)

問 1 文中の空欄 (①～⑯) を埋めるのに、最も適切な語句または数字を答えなさい。

①および⑮は、名字のみをカタカナで入れること。⑤～⑬は、整数または分数の数字を入れること。

問 2 下線部(A)に関して、「保護貿易政策」の具体的な手段を 30 字以内で述べなさい。

Ⅲ 次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。(24点)

二度にわたる石油危機を克服した日本経済は、1980年代半ば以降は好景気に沸いた。日本は先進国の中で比較的経済成長率が高く、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と言われたように、日本的経営方式、⁽¹⁾なかならず、日本型労働慣行が評価された時期があった。

しかし、1990年代前半にいわゆるバブル経済が崩壊して以降、産業構造が大きく⁽²⁾転換し、日本経済が停滞期に入ると共に、労働状況は大きな変貌を遂げた。

その一つは、雇用の流動化である。まず、1980年代には、%台で推移していた失業率が、特に1997年の経済危機後に上昇し、2001年には%となり、⁽⁴⁾その後も、1980年代に比べ高い水準で推移している。

企業は、労働コスト削減のため、正社員採用を抑制し、非正規雇用者に置き換える動きが加速した。特に、その影響をもっとも強く受けたのは若者である。学校卒業後の就職状況が厳しくなり、「就職氷河期」、「就職活動」という言葉が作られるようになった。そして、パートタイマーやアルバイト、更に派遣社員、契約社員などの非正規雇用者が、若年層を中心に増大することになる。1990年では、非正規雇用者の割合は、全従業員の約20%だったが、2016年4～6月期には%まで増大する(総務省・労働力調査による)。非正規雇用者の大多数は、正社員と違って、簡単に解雇され、賃金も低く、社会保険の適応対象にならないケースが多い。そのため、働いても貧困生活から抜け出せない、定職に就かずアルバイトを転々とするフリーター、そして、ニート(NEET)^(A)という存在が浮き彫りになっている。

そのため、日本では、働き方の改革が、一つの課題となっている。例えば、オランダでは、ワークシェアリング^(B)という考え方が広まり、パートタイム管理職も出てきている。また、日本では現在、正規雇用者と非正規雇用者の格差をなくすための仕組み、の具体化に向けての議論が始まっている。

問1 下線部(1)に関して、正しくないものを選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① 集団主義意志決定 ② 社外からの人材登用 ③ 下請け制度
④ 系列店制度 ⑤ 株式の持ち合い

問 2 下線部(2)に関して、1990年代の産業構造の転換を表す言葉の中で正しくないものを選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① グローバル化 ② 情報産業化 ③ サービス産業化
④ スプロール化 ⑤ 文化産業の発展

問 3 空欄(3)に入る数字を選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① 1 ② 2 ③ 3 ④ 4 ⑤ 5

問 4 下線部(4)に関して、1997年に起き日本の大企業の倒産に結びついた国際的な経済危機を何と呼ぶか、正しいものを選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① 第三次石油危機 ② ITバブル崩壊
③ サブプライムローン危機 ④ アジア通貨危機
⑤ サーズ (SARS) 危機

問 5 空欄(5)に入る数字を選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① 2.1 ② 3.6 ③ 5.1 ④ 6.6 ⑤ 8.1

問 6 空欄(6)に入る数字を選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① 27.1 ② 37.1 ③ 47.1 ④ 57.1 ⑤ 67.1

問 7 空欄(7)に入る最も適切な言葉を選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① プロレタリアート ② ハローワーカー ③ ホームレス
④ パラサイトシングル ⑤ ワーキングプア

問 8 空欄(8)に入る最も適切な言葉を選び、マーク解答用紙にマークしなさい。

- ① 派遣労働の禁止
- ② アルバイト解雇の禁止
- ③ 同一労働・同一賃金の原則
- ④ 子ども手当の創設
- ⑤ 配偶者控除の廃止

問 9 下線部(A)のニート (N E E T) とはどのような存在か、30 字以内で述べなさい。

問10 下線部(B)のワークシェアリングの仕組みと目的を 40 字以内で述べなさい。







